

猪苗代町合併70周年記念ロゴマーク等の使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、猪苗代町合併70周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ並びに猪苗代町合併70周年記念事業の表示（以下「ロゴマーク等」という。）の使用に関し必要な事項を定め、積極的なロゴマーク等の使用を推進することを目的とする。

(ロゴマーク等)

第2条 ロゴマークは別図のとおりとする。

- 2 キャッチフレーズは、「笑顔・つむぐ・未来」とする。
- 3 事業の名称に冠する表示は、「猪苗代町合併70周年記念」とする。

(使用申請)

第3条 ロゴマーク等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を明記した申請書を町長に提出し、承認（以下「使用承認」という。）を受けなければならない。

- (1) 使用目的
 - (2) 使用内容
 - (3) 使用期間
 - (4) 有償の場合は、その金額
 - (5) 記念事業の表示を使用する場合は、その事業の概要
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。
- (1) 町、議会、教育委員会及び農業委員会（以下「町等」という。）が使用するとき。
 - (2) 町等が主催する事業で使用するとき。
 - (3) 町内の公立の教育機関が使用するとき。
 - (4) 報道機関が町の広報を目的として使用するとき。
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が特に認めるとき。

(承認)

第4条 町長は、前条第1項の申請書を受理したときは、申請の内容を審査の上、その可否を決定し、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、必要があると認めるときは、使用承認に条件を付することができる。

(使用承認の基準)

第5条 使用承認は、使用期間が令和7年5月16日から令和8年3月31日までの間のもので、猪苗代町合併70周年記念事業実施方針に合致する場合に行う。ただし、次のいずれかに該当するときは、使用承認を行わないものとする。

- (1) 町の名誉を傷つけ、又は信用を失墜するおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政治団体若しくは宗教団体を支援又は反対することを目的とするおそれのあるとき。

(4) 自己の商標、意匠又は著作物に相当するものとして、独占的に使用するおそれがあるとき。

(5) 暴力団と関係があるもの又はそのおそれのあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めるとき。

(使用料)

第6条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(使用物品等確認)

第7条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ、使用承認に係る物品等（以下「使用物品等」という。）の完成品を町長に提示しなければならない。ただし、使用物品等の性質上、完成品を提示することが困難であると町長が認める場合は、完成品の形状等が確認できる代替品、設計図等の提出に代えることができる。

2 町長は、前項の規定により完成品等を確認した結果、使用が適正でないと認める場合は、事業者に対して、是正を求めることができる。

3 使用者は、前項の規定による求めに応じ、速やかに是正しなければならない。

4 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(広報支援)

第8条 町は、使用承認をした事業、物品等を、町の広報媒体（広報誌、ウェブサイト、SNS等）を通して周知するものとする。

(変更申請)

第9条 使用者は、使用承認を受けた内容を変更するときは、あらかじめ、次に掲げる事項を明記した使用内容変更承認申請書を町長に提出し、変更の承認を受けなければならない。

(1) 変更する内容

(2) 変更する理由

(3) 変更による影響

2 町長は、前項の使用内容変更承認申請書を受理した場合には、第4条の規定を準用する。

3 使用者は、ロゴマーク等の使用を中止するときは、その理由を付して遅滞なく、町長に届け出なければならない。

(使用承認の取消等)

第10条 町長は、使用者が、次のいずれかに該当するときは、使用承認を取消し、又は使用物品等の使用を中止させることができる。

(1) 使用承認又は変更の承認の際に付した条件に反したとき。

(2) 第5条各号のいずれかに該当したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正の手段により使用承認又は変更の承認を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により使用承認を取消し、又は使用物品等の使用を中止させるときは、その理由を付して使用者に通知するものとする。

- 3 第1項の規定により使用承認を取り消され、又は使用物品等の使用を中止させられた者(以下「取消者等」という。)は、ロゴマーク等及び使用物品等を使用してはならない。
- 4 町長は、必要があると認めるときは、取消者等に対し、使用物品等の回収を求めることができる。
- 5 第1項の規定による取消し若しくは中止又は前項の規定による使用物品等の回収に伴い発生する費用は、取消者等が負担しなければならない。
- 6 第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、当該行為により町に生じた損害を賠償しなければならない。

(事務所管)

第11条 ロゴマーク等の使用に関する事務は、総務課において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年5月16日から施行する。